

# もし「いじめ」を発見したら・・・どう動きますか？

～「学校いじめ問題対策基本方針」の点検と見直しを！～

「いじめ防止対策推進法」の制定から2年が経ちました。各学校に策定が義務付けられた「学校いじめ問題対策基本方針」の適切な運用は行われていますか。全国視野で見ると、策定が目的となり、実際のいじめの対応に機能していないケースが問題となっています。法律の趣旨に則り、実効性の高い方針への改善とその運用に向けて点検を行いましょう。

## 「学校いじめ問題対策基本方針」：点検の視点

### （法律に基づいた運用の重要性）

#### ○いじめの発見や相談を受けたときどうする？

- いじめの定義が全教職員で共通理解されていますか
- いじめと疑われる行為（遊び・悪ふざけ等）は  
どう対応すればよいか共通理解できていますか
- 児童生徒や保護者からの相談や訴えに対して、  
どう対応すればよいか共通理解できていますか
- 発見・通報を受けた教職員は、  
速やかに校内の担当者へ報告ができていますか
- 「いじめ対策委員会」の設置を行い、  
その役割を理解していますか

### 【「いじめ対策委員会」の役割】

- 相談・通報の窓口
  - いじめ問題（疑い・問題行動含）の情報  
収集・記録・共有
  - いじめ問題（疑い含）に対する緊急会議  
の開催  
（情報共有、事実関係の聴取、事実調査  
〈アンケート調査等〉、対応方針の決定、  
対応内容の検討等）
- \*具体的対応策の視点
- いじめられた児童生徒とその保護者への支援
  - いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言
  - 再発防止の具体策 等

**いじめは何処でも起こる！だからこそ、起こった後の具体的行動の準備が重要です！**

## 《重大事態への対処：行動計画の重要性を再確認する》

法律制定後も全国においては重大事態（類する事案含）が起きています。最も重要なのは「重大事態」を起こさないこととは言ってもありません。しかし、それが不作為の理由にはなりません。最悪の事態を想定した行動計画（『重大事態の報告』『調査組織の設置と調査の実施』『調査結果の報告』等）は十分と言えるでしょうか。

**学校の基本方針策定後も全教職員で定期的な点検と見直しを行うことは大切です。**